平成２８年（フ）第１７９号
岡山市北区高松131番地の15
破産者　株式会社三浦組
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１号
岡山県新見市大佐小阪部1195番地３、旧住所岡山県岡山市北区青江４丁目20番35号サンハイム青江Ｉ－146
破産者　竹平　公紀
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成３０年（フ）第２号
岡山県新見市高尾732番地
破産者　小田　広人
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第３０７号
千葉県四街道市鹿放ケ丘200番地２（ハッピーアベニューＲ101）、破産手続開始決定時の住所千葉県佐倉市井野994番地11
破産者　佐々木一晃
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第４５号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字大夫2210番地２
破産者　亡深井剛相続財産
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１８３号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目34番１号
破産者　有限会社トラベルワーク
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２号
岩手県宮古市長町１丁目７番６号
破産者　株式会社東建ハウス
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第７０８５号
東京都港区浜松町１丁目２番12号
破産者　平和堂貿易株式会社
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１２９号
横浜市南区宮元町３丁目51番地６
破産者　サンライト厨房株式会社
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００８号
（最後の住所）京都市左京区北白川東平井町５番地　コーポミナミ302号
破産者　亡佐々木澄江こと**鄭**澄江の相続財産
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２６２号
埼玉県所沢市並木３丁目１番地11－705
破産者　志波　将紀
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８９号
埼玉県川越市岸町２丁目21番地２　（クレメント川越408号室）
破産者　篠崎　清子（旧姓田中）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３号
山梨県都留市鹿留234番地１　ハイツヨネヤマ101号
破産者　米山　友昭
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
岐阜県関市千疋431番地１
破産者　三輪万里子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１１号
岐阜市日野南４丁目14番14号
破産者　篠田　弘男
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５４号
岐阜県高山市本町４丁目42番地
破産者　西野　**數**茂
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１２２９号
名古屋市名東区亀の井１丁目174番地の３オルバス星が丘301号、開始決定時の住所名古屋市守山区四軒家２丁目501番地　ネオグランデ藤ヶ丘301号
破産者　中原　　康
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０６号
和歌山市湊1316番地２　築港ハイツ103号、前住所和歌山市東高松４丁目６番22－103号
破産者　根**来**　智子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係